

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第11号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年2月5日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

2. 監査の目的

財政援助団体等監査は、町が補助金・交付金を交付している団体等に対して、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、補助金の使途が適正であるかを主眼に実施した。

3. 監査年月日

- ・予備監査 平成 27 年 11 月 13 日（金）
- ・本監査 平成 27 年 12 月 11 日（金）

4. 監査の対象

（1）対象補助金

- ・大磯町商工会補助金

（2）対象団体等

- ・大磯町商工会
- ・産業環境部産業観光課（補助金所管課）

5. 監査の範囲、事務

- ・平成 26 年度の大磯町商工会の上記補助金に係る出納、その他の事務執行及び産業環境部産業観光課の上記補助金に係る事務の執行について監査の範囲とした。
- ・監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針、監査等実施着眼点取扱基準による。

6. 監査の方法

予備監査では、監査説明書や資料を基に、事務局職員が大磯町商工会及び産業観光課に対し、補助金に係る事業内容、財務に係る事務等について聴取、質疑を行った。

また、事前に保管している補助金に係る会計書類、その他関係資料の提出を求め、質疑等書類調査を行った。

本監査は、予備監査の結果を踏まえ、監査委員から質疑等をし、補助金が目的に沿って有効かつ適正に執行されているか等を主眼に実施した。

7. 補助金交付団体

大磯町商工会は、昭和 35 年に施行された商工会法に基づき設立された法人であり、地域内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、地域内経済振興を図るための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。

8. 補助金の執行状況

○大磯町商工会補助金（6,200,000 円）

大磯町商工会補助金交付要綱（平成 21 年大磯町告示第 9 号）に基づき交付をしている本補助金は、同要綱第 2 条において、商工会法第 11 条に掲げる事業を対象とし、次の経費に充てられている。

経営改善普及事業指導事業費においては、青年部活動推進費、女性部活動推進費、健康維持増進支援事業に充当されている。

地域総合振興事業費においては、工業振興費、労働保険事業推進費の全経費に充当し、商業振興費、観光振興費、情報対策費、地域振興対策費、広域連携事業費については、経費内容の精査により一部充当をしていない経費がある。

管理費においては、光熱水費である家屋費の全経費、事務費のうち経費内容の精査により一部を除いた経費、負担金のうち文化講演会への助成にそれぞれ充当されている。

9. 監査結果

大磯町商工会の補助金に係る出納その他の事務及び産業観光課の補助金交付に係る事務は、適正に処理されているものと認められた。

また、補助金の使途も適正であると認められた。

10. 意見及び要望

〔商工会〕

- ・補助金にかかる町への要望を含む事務処理について、所管課と協議のうえ、見直しを図られたい。
- ・今後も商工会の発展及び地域における商工業の振興につながるよう、町からの補助金についてその効果の検証に努められながら、有効に活用されたい。

〔産業観光課〕

- ・補助金交付要綱の早急な見直しをされたい。本要綱における補助の対象事業（現行は商工会活動全般）内容についての明確化をはじめプロセス等についても再検討をし、要綱の改正を進められたい。
- ・今後も、商工業振興の基盤となる商工会への計画的な支援により、実効性のある補助金の交付に努められたい。